

## 第9回 夜間中学等に関する協議会

# 国の夜間中学設置・充実に向けた現状等

令和 5 年11月17日

北海道教育庁学校教育局義務教育課

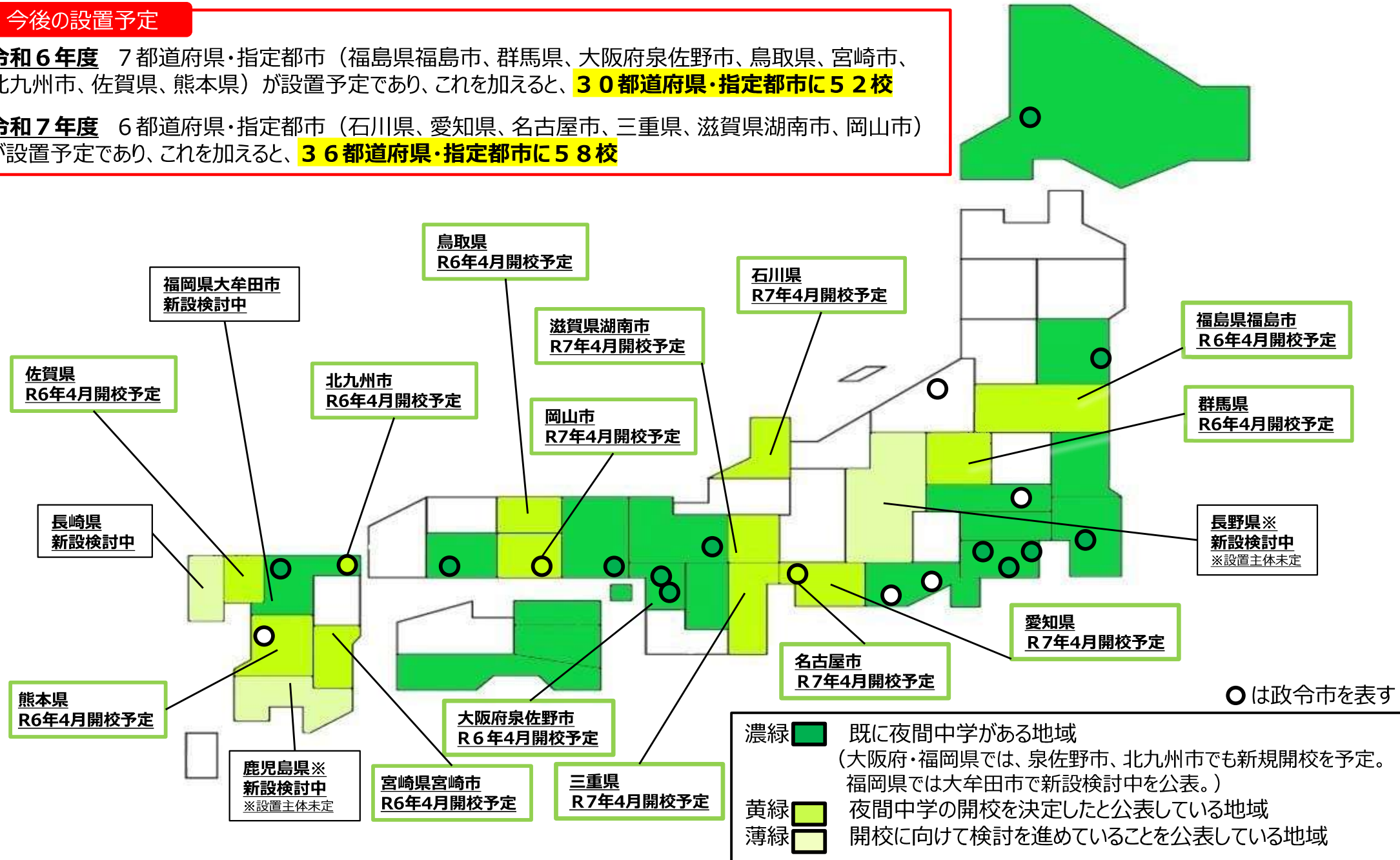
# 夜間中学の設置・検討状況①

既設夜間中学一覧(令和5年4月時点) **23都道府県・指定都市に44校**

## 今後の設置予定

**令和6年度** 7都道府県・指定都市(福島県福島市、群馬県、大阪府泉佐野市、鳥取県、宮崎市、北九州市、佐賀県、熊本県)が設置予定であり、これを加えると、**30都道府県・指定都市に52校**

**令和7年度** 6都道府県・指定都市(石川県、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県湖南市、岡山市)が設置予定であり、これを加えると、**36都道府県・指定都市に58校**



# 夜間中学の設置・検討状況②

| 都道府県 | 設置主体 | 学校名                        |
|------|------|----------------------------|
| 北海道  | 札幌市  | 星友館(せいゆうかん)中学校             |
| 宮城県  | 仙台市  | 南小泉(みなみこいずみ)中学校【令和5年4月開校】  |
| 茨城県  | 常総市  | 水海道(みつかいどう)中学校             |
| 埼玉県  | 川口市  | 芝西(しばにし)中学校陽春(ようしゅん)分校     |
| 千葉県  | 千葉市  | 真砂(まさご)中学校かがやき分校【令和5年4月開校】 |
|      | 市川市  | 大洲(おおす)中学校                 |
|      | 松戸市  | 第一(だいいち)中学校みらい分校           |
| 東京都  | 墨田区  | 文花(ぶんか)中学校                 |
|      | 大田区  | 糞谷(こうじや)中学校                |
|      | 世田谷区 | 三宿(みしゆく)中学校                |
|      | 荒川区  | 第九(だいきゅう)中学校               |
|      | 足立区  | 第四(だいよん)中学校                |
|      | 葛飾区  | 双葉(ふたば)中学校                 |
|      | 江戸川区 | 小松川(こまつがわ)中学校              |
|      | 八王子市 | 第五(だigo)中学校                |
| 神奈川県 | 横浜市  | 蒔田(まいた)中学校                 |
|      | 川崎市  | 西中原(にしなかはら)中学校             |
|      | 相模原市 | 大野南(おおのみなみ)中学校分校           |
| 静岡県  | 静岡県  | 静岡県立ふじのくに中学校【令和5年4月開校】     |
| 京都府  | 京都市  | 洛友(らくゆう)中学校                |
| 大阪府  | 大阪市  | 天王寺(てんのうじ)中学校              |
|      |      | 天満(てんま)中学校                 |

| 都道府県           | 設置主体 | 学校名                     |
|----------------|------|-------------------------|
| 大阪府            | 大阪市  | 文(ふみ)の里(さと)中学校          |
|                |      | 東生野(ひがしいくの)中学校          |
|                | 堺市   | 殿馬場(とのばば)中学校            |
|                | 岸和田市 | 岸城(きしき)中学校              |
|                | 豊中市  | 第四(だいよん)中学校             |
|                | 守口市  | さつき学園                   |
|                | 八尾市  | 八尾(やお)中学校               |
|                | 東大阪市 | 布施(ふせ)中学校               |
|                |      | 意岐部(おきべ)中学校             |
|                | 兵庫県  | 神戸市                     |
| 兵庫(ひょうご)中学校北分校 |      |                         |
| 姫路市            |      | あかつき中学校【令和5年4月開校】       |
| 尼崎市            |      | 成良(せいりょう)中学校琴城(きんじょう)分校 |
| 奈良県            | 奈良市  | 春日(かすが)中学校              |
|                | 天理市  | 北(きた)中学校                |
|                | 橿原市  | 畝傍(うねび)中学校              |
| 広島県            | 広島市  | 観音(かんおん)中学校             |
|                |      | 二葉(ふたば)中学校              |
| 徳島県            | 徳島県  | 徳島県立しらすぎ中学校             |
| 香川県            | 三豊市  | 高瀬(たかせ)中学校              |
| 高知県            | 高知県  | 高知県立高知国際(こうちこくさい)中学校    |
| 福岡県            | 福岡市  | 福岡(ふくおか)きぼう中学校          |

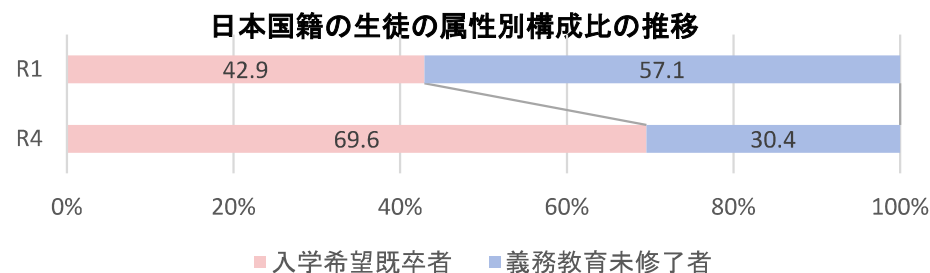
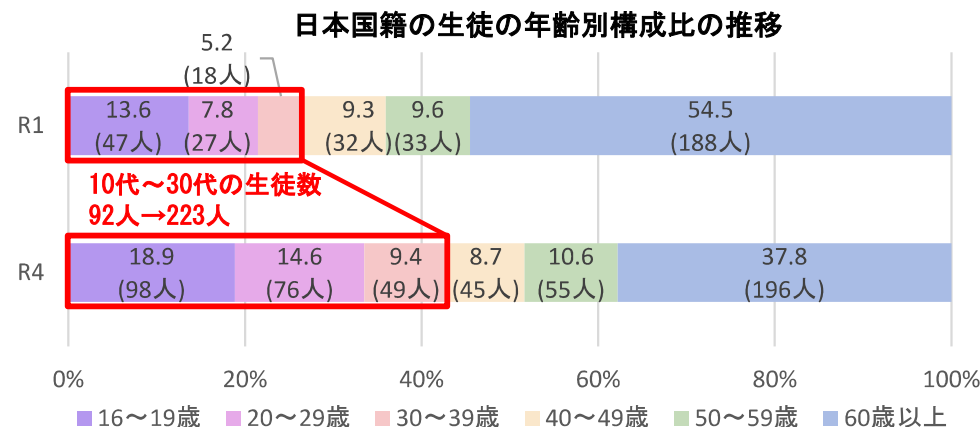
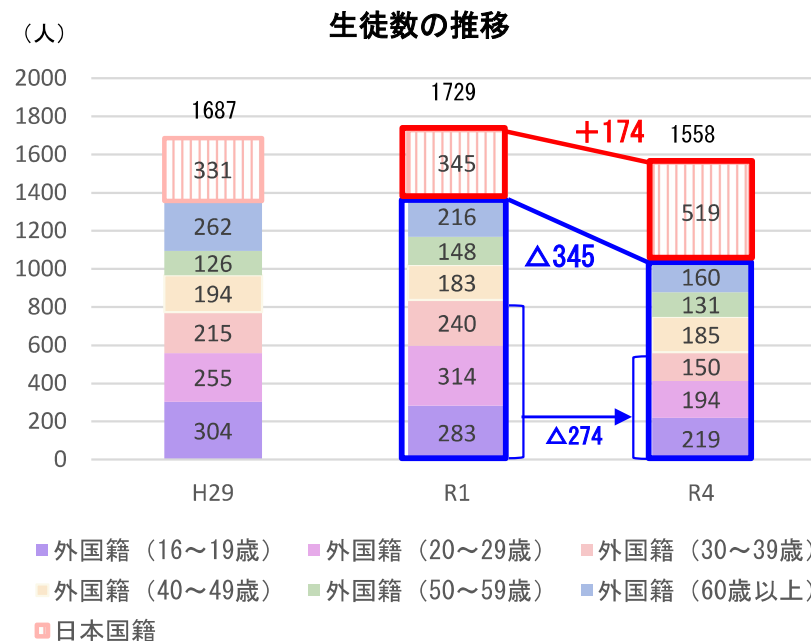
色付き:教育機会確保法成立以降に設置された夜間中学

### ■ 調査概要

全都道府県・指定都市教育委員会、夜間中学設置県・市区教育委員会、夜間中学に対し、調査を実施。(令和4年5月1日時点。前回調査は令和2年1月1日時点)

### ■ 主な調査結果 (令和4年5月1日時点)

- 夜間中学の数は、前回調査時の33校から7校増え、40校。うち県立として新たに2校が設置(徳島、高知)。  
※令和5年4月1日時点では44校、うち県立は3校(徳島、高知、静岡)。
- 生徒の数は、前回調査時の1729人から1558人に減少(△171人)。
  - ▶ 外国籍の者が1384人から1039人に大きく減少(△345人)しており、特に16歳～39歳の若年層の減少が顕著(274人)。なお、在留外国人統計においても若年層ほど減少の傾向がある。
  - ▶ 一方で、日本国籍を有する者は345人から519人に増加。特に、10代～30代までの若年層では2倍以上に生徒数が増加しており、属性別では入学希望既卒者の割合が43%から70%に高まっていることから、不登校等の様々な事情から実質的に十分な教育を受けられなかった者(形式卒業生)が増加していると考えられ、こうした者のニーズが高まっている傾向がある。



# 令和2年国勢調査(就業状態等基本集計)の結果(令和4年5月27日公表)詳細について

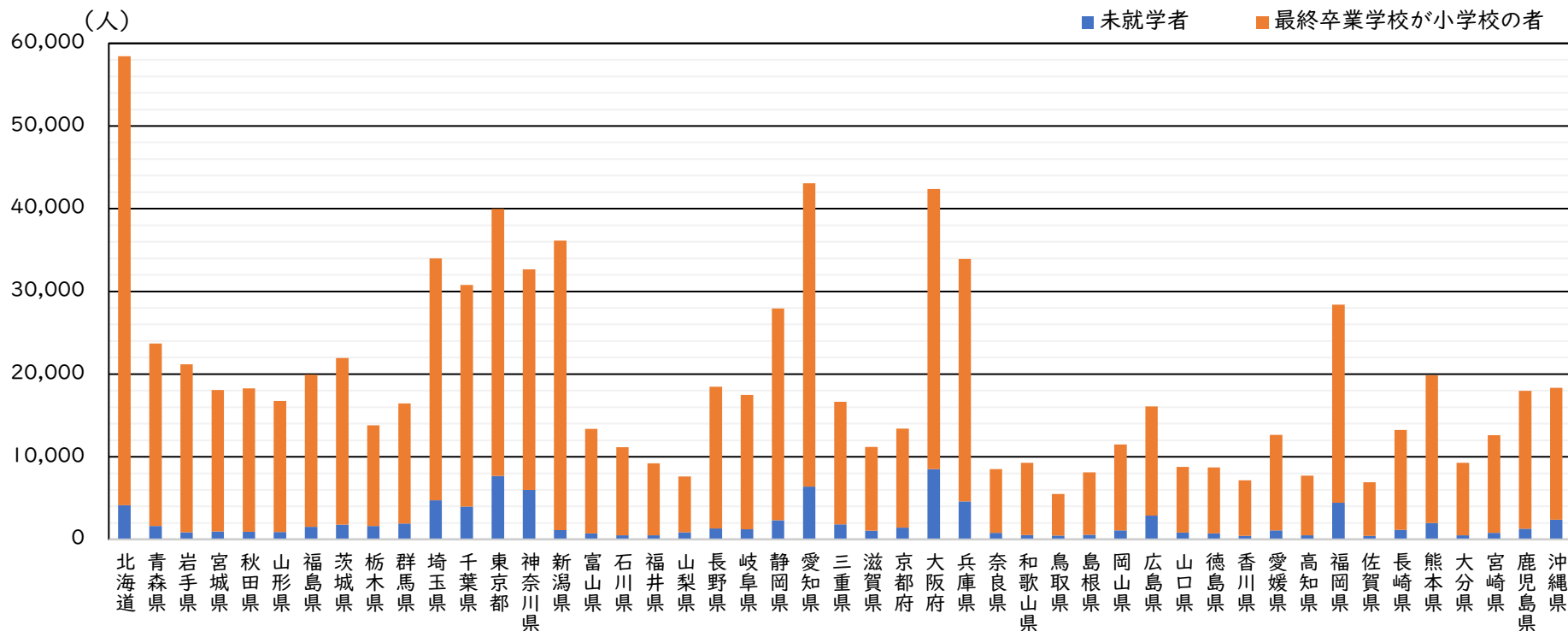
## 1. 令和2年国勢調査における未就学者(※1)及び最終卒業学校が小学校の者(※2)の数 (年齢別・日本人/外国人の別)

|        | 未就学者   |        |        |                         | 最終卒業学校が小学校の者 |         |        |                         |
|--------|--------|--------|--------|-------------------------|--------------|---------|--------|-------------------------|
|        | 総数(人)  | 日本人(人) | 外国人(人) | 総数に占める<br>外国人の割合<br>(%) | 総数(人)        | 日本人(人)  | 外国人(人) | 総数に占める<br>外国人の割合<br>(%) |
| 総数     | 94,455 | 85,414 | 9,024  | 9.6                     | 804,293      | 784,536 | 19,731 | 2.5                     |
| 15~19歳 | 1,760  | 1,563  | 197    | 11.2                    | 302          | 144     | 157    | 52.0                    |
| 20~24歳 | 2,632  | 1,706  | 926    | 35.2                    | 1,084        | 484     | 600    | 55.4                    |
| 25~29歳 | 2,721  | 1,665  | 1,056  | 38.8                    | 1,424        | 643     | 781    | 54.8                    |
| 30~34歳 | 3,402  | 2,346  | 1,053  | 31.0                    | 1,976        | 803     | 1,172  | 59.3                    |
| 35~39歳 | 3,794  | 2,885  | 908    | 23.9                    | 2,245        | 988     | 1,255  | 55.9                    |
| 40~44歳 | 4,357  | 3,514  | 841    | 19.3                    | 2,707        | 1,148   | 1,558  | 57.6                    |
| 45~49歳 | 5,102  | 4,239  | 863    | 16.9                    | 3,456        | 1,454   | 2,002  | 57.9                    |
| 50~54歳 | 4,753  | 3,956  | 797    | 16.8                    | 3,417        | 1,393   | 2,022  | 59.2                    |
| 55~59歳 | 5,246  | 4,659  | 586    | 11.2                    | 3,246        | 1,659   | 1,587  | 48.9                    |
| 60~64歳 | 5,912  | 5,489  | 420    | 7.1                     | 4,308        | 2,923   | 1,385  | 32.1                    |
| 65~69歳 | 7,456  | 7,181  | 274    | 3.7                     | 6,333        | 5,013   | 1,320  | 20.8                    |
| 70~74歳 | 8,404  | 8,205  | 197    | 2.3                     | 9,217        | 8,220   | 996    | 10.8                    |
| 75~79歳 | 8,212  | 8,042  | 169    | 2.1                     | 20,159       | 19,229  | 928    | 4.6                     |
| 80~84歳 | 9,832  | 9,594  | 237    | 2.4                     | 61,422       | 59,975  | 1,446  | 2.4                     |
| 85~89歳 | 10,028 | 9,831  | 195    | 1.9                     | 279,791      | 278,202 | 1,584  | 0.6                     |
| 90~94歳 | 7,221  | 7,027  | 194    | 2.7                     | 276,503      | 275,795 | 702    | 0.3                     |
| 95歳以上  | 3,623  | 3,512  | 111    | 3.1                     | 126,703      | 126,463 | 236    | 0.2                     |

※1:「未就学者」の定義:小学校にも中学校にも在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

※2:「最終卒業学校が小学校の者」の定義:小学校のみ卒業した人又は中学校を中途退学した人

## 2.国勢調査における未就学者及び最終卒業学校が小学校の者の数(都道府県別)



|                          | 北海道   | 青森県   | 岩手県   | 宮城県   | 秋田県   | 山形県   | 福島県   | 茨城県   | 栃木県   | 群馬県   | 埼玉県   | 千葉県   | 東京都   | 神奈川県  | 新潟県   | 富山県   | 石川県   | 福井県   | 山梨県   | 長野県   | 岐阜県   | 静岡県   | 愛知県   | 三重県    |
|--------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 未就学者数(人)                 | 4158  | 1622  | 881   | 966   | 935   | 893   | 1548  | 1806  | 1648  | 1917  | 4754  | 3984  | 7693  | 6004  | 1137  | 738   | 497   | 496   | 885   | 1336  | 1231  | 2316  | 6401  | 1845   |
| 人口に占める未就学者の割合(%)         | 0.09  | 0.15  | 0.08  | 0.05  | 0.11  | 0.10  | 0.10  | 0.07  | 0.10  | 0.11  | 0.08  | 0.07  | 0.06  | 0.08  | 0.06  | 0.08  | 0.05  | 0.08  | 0.13  | 0.08  | 0.07  | 0.07  | 0.10  | 0.12   |
| 最終卒業学校が小学校の者の数(人)        | 54286 | 22092 | 20290 | 17115 | 17329 | 15849 | 18370 | 20144 | 12145 | 14549 | 29231 | 26805 | 32276 | 26662 | 35017 | 12632 | 10652 | 8711  | 6742  | 17150 | 16244 | 25627 | 36671 | 14805  |
| 人口に占める最終卒業学校が小学校の者の割合(%) | 1.2   | 2.0   | 1.9   | 0.9   | 2.0   | 1.7   | 1.2   | 0.8   | 0.7   | 0.9   | 0.5   | 0.5   | 0.3   | 0.3   | 1.8   | 1.4   | 1.1   | 1.3   | 1.0   | 1.0   | 1.0   | 0.8   | 0.6   | 1.0    |
|                          | 滋賀県   | 京都府   | 大阪府   | 兵庫県   | 奈良県   | 和歌山県  | 鳥取県   | 島根県   | 岡山県   | 広島県   | 山口県   | 徳島県   | 香川県   | 愛媛県   | 高知県   | 福岡県   | 佐賀県   | 長崎県   | 熊本県   | 大分県   | 宮崎県   | 鹿児島県  | 沖縄県   | 総計     |
| 未就学者数(人)                 | 1076  | 1422  | 8515  | 4607  | 806   | 549   | 465   | 575   | 1108  | 2890  | 851   | 754   | 459   | 1110  | 496   | 4455  | 443   | 1183  | 1990  | 521   | 791   | 1307  | 2391  | 94455  |
| 人口に占める未就学者の割合(%)         | 0.09  | 0.06  | 0.11  | 0.10  | 0.07  | 0.07  | 0.10  | 0.10  | 0.07  | 0.12  | 0.07  | 0.12  | 0.06  | 0.10  | 0.08  | 0.10  | 0.06  | 0.10  | 0.13  | 0.05  | 0.09  | 0.10  | 0.20  | 0.09   |
| 最終卒業学校が小学校の者の数(人)        | 10119 | 12003 | 33884 | 29321 | 7707  | 8737  | 5043  | 7559  | 10388 | 13204 | 7925  | 7959  | 6688  | 11532 | 7238  | 23951 | 6484  | 12078 | 17874 | 8759  | 11837 | 16671 | 15938 | 804293 |
| 人口に占める最終卒業学校が小学校の者の割合(%) | 0.9   | 0.5   | 0.4   | 0.6   | 0.7   | 1.1   | 1.1   | 1.3   | 0.7   | 0.6   | 0.7   | 1.3   | 0.8   | 1.0   | 1.2   | 0.6   | 0.9   | 1.1   | 1.2   | 0.9   | 1.3   | 1.2   | 1.3   | 0.7    |

# 夜間中学の設置促進等に係る政府方針等

## 菅内閣総理大臣答弁(令和3年1月25日衆議院予算委員会)

夜間中学は、高齢の方や不登校経験者など、十分な教育を受けられなかった方々に対して、また、日本で生活する外国人の方々を受け入れる重要な役割を果たしていると認識しております。

引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい、このように思います。

## 教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)

### ○夜間中学の設置・充実

・学齢経過者であって小・中学校等における就学の機会が提供されなかった者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

### 【指標】

・夜間中学の設置数の増加(5年後目標値:全都道府県・指定都市への設置)

## 経済財政運営と改革の基本方針 2023(令和5年6月16日閣議決定)

不登校特例校や学校内外の教育支援センター、夜間中学の全国的な設置促進・機能強化、養護教諭の支援体制の推進、SC・SSW等の配置促進、こうした専門家や警察にいつでも相談できる環境の整備や福祉との連携を含む組織的な早期対応等を図る。



# 夜間中学における教育課程特例

## <趣旨>

義務教育未修了である学齢期を経過した者等(以下「学齢経過者等」という。)の就学機会の確保に、中学校夜間学級(いわゆる夜間中学)が重要な役割を果たしていることから、今後、夜間中学の設置等を促進するためにも、夜間中学において学齢経過者に指導を行う際、その実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備(学校教育法施行規則を改正)。

## <概要>

- 夜間中学において、学齢経過者等に対し、その年齢、経験又は勤労の状況等の実情に応じた特別の指導を行う必要がある場合、特別の教育課程によることができる。
- 特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ、
  - ①各教科等の内容のうち、当該学齢経過者等が各学年の課程を修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容によって、編成するものすること。
  - ②中学校段階においては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとする。
  - ③その編成に当たり、特別の教育課程を実施するために必要な授業時数を適切に確保するものとする。

## <留意事項>

- 学齢経過者等を指導する際、実情に応じた特別の指導を行う必要があるか否かの判断は、学校長が行うこと。
- 学齢経過者等は既に社会生活や実務経験等により一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、特別の教育課程は義務教育の目標(学校教育法第21条に規定)を達成する上で必要な内容により編成すること。
- 学齢経過者に対する特別の教育課程の内容は、学校長が判断すること。
- 昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒を夜間中学で受け入れる場合は、学校教育法施行規則第56条の規定に基づき、不登校特例校に係る申請を要する。



# 夜間中学への生徒の受入れについて

## 不登校生徒の受入れ

### 【入学希望既卒者】

- 様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者のうち、改めて中学校で学び直すことを希望する者（入学希望既卒者）については、一定の要件の下、受入れを可能とすることが適当

（平成27年7月30日付「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について（通知）」参照）

- 不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した者のうち、改めて中学校等で学び直すことを希望する者については、夜間中学での受入れを可能とすることが適当であることから、卒業時に夜間中学の意義や入学要件等について生徒及び保護者に説明しておくことが考えられること

（令和元年10月25日付「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」参照）

### 【学齢生徒】

- 現在不登校となっている学齢生徒も、本人の希望を尊重した上で、在籍校に籍を残したまま、教育支援センター、フリースクールなどと同様に、夜間中学で支援を行うことが可能。在籍校で指導要録上の出席扱いとできる場合がある。

（令和元年10月25日付「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」参照）

## 小学校未修了者の受入れ

- 小学校未修了者が中学校相当年齢に達しており、中学校夜間学級等に入学を希望する場合、入学を認めることが適当

（平成28年6月17日付「小学校等の課程を修了していない者の中学校等入学に関する取扱いについて（通知）」）

# 高等学校卒業者の受入れについて

## 夜間中学における受入れ

夜間中学校における高等学校卒業者の受け入れについては、通知にて周知。

- 高等学校卒業者についても、高等学校卒業という形式面だけで入学の可否を判断するのではなく、中学校生活の大部分を欠席していたことにより、義務教育段階の学習に対する理解が不十分なままであるなどの個別の事情等を踏まえて、柔軟に判断

(令和5年3月30日付「夜間中学広報動画の活用等について(依頼)(事務連絡)」)

## 高等学校における受入れ

法令上、一度高等学校や特別支援学校高等部を卒業した者の再入学を禁止する規定はなく、一度高等学校等を卒業したことをもって、高等学校入学資格が無くなるものではない。

例えば、高等学校等に一度進学したものの、不登校等の様々な事情によって、実質的に十分な教育を受けられないまま高等学校等を卒業した者等、改めて高等学校で学び直す必要性を有し、そのことを希望する者については、一律に高等学校への再入学を妨げるのではなく、公平性や募集定員等の観点も踏まえつつ、柔軟に判断することが望ましい。

# 京都市立洛友中学校 (京都府) 【夜間学級として設置】 (不登校特例校併設)

**開校日** 平成19年4月1日 (旧郁文中学校を引継ぎ、新たに開校) (令和5年5月時点)

**生徒数** 18名

|     |           |                |        |                |          |  |
|-----|-----------|----------------|--------|----------------|----------|--|
| 年齢層 | 16～19歳：2人 |                | 20代：0人 |                | 30代：1人   |  |
|     | 40代：1人    |                | 50代：6人 |                | 60歳以上：8人 |  |
| 男女比 | 男性        | 6人<br>(33.3%)  | 女性     | 12人<br>(66.7%) |          |  |
| 居住地 | 京都市       | 17人<br>(94.4%) | 他市     | 1人<br>(5.6%)   |          |  |
| 国籍  | 日本国籍      | 8人<br>(44.4%)  | 外国籍    | 10人<br>(55.6%) |          |  |



**入学要件** 次のすべてにあてはまる人

- ① 15歳以上の人
- ② 中学校を卒業していない人または、中学校は卒業したが実質的に十分な教育が受けられないまま中学校を卒業した人で、義務教育の学び直しを希望する人
- ③ 京都市内に住んでいる人、京都市内で働いている人
- ④ 3年間学校に通える人

## 教育課程・指導上の工夫

- ・ 昼間部は**不登校特例校**に指定されており、**夜間部生徒との交流学习の時間を設定**
- ・ 火・木の5・6校時は昼間部・夜間部合同授業を実施
- ・ 性別・母語・年齢・形式卒業等を配慮したクラス編成
- ・ 学力的に多様化した、幅広い生徒層が在籍しているため、学年混在の学級編成を行い、各学級に学級担任を置く
- ・ 国語は、母語・日本語の習熟を配慮した4クラス編成、社会・理科・英語は日本語の習熟に合わせたクラス編成 等